

## 平成 24 年度における契約状況のフォローアップ

平成 25 年 8 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

## 1. 平成 20 年度と平成 24 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 24 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	8 (66.7%)	0.90 (71.5%)	17 (73.9%)	2.70 (75.2%)	9 (112.5%)	1.8 (200%)	11 (91.7%)	1.23 (98.2%)
企画競争・公募	3 (25.0%)	0.33 (26.6%)	0 (0%)	0 (0%)	△ 3 (△ 100%)	△ 0.33 (△ 100%)	0 (0%)	0 (0%)
競争性のある 契約 (小計)	11 (91.7%)	1.23 (98.2%)	17 (73.9%)	2.70 (75.2%)	6 (54.5%)	1.47 (119.5%)	11 (91.7%)	1.23 (98.2%)
競争性のない 随意契約	1 (8.3%)	0.02 (1.8%)	6 (26.1%)	0.89 (24.8%)	5 (500%)	0.87 (4,350%)	1 (8.3%)	0.02 (1.8%)
合 計	12 (100%)	1.25 (100%)	23 (100%)	3.59 (100%)	11 (91.7%)	2.34 (187.2%)	12 (100%)	1.25 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 24 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

## 2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

以下のことにより、「競争性のない随意契約（6件）」を締結する必要があったため。

①四島交流事業等使用船舶「えとぴりか」に係る傭船及び運航委託業務

②「えとぴりか」お披露目式・試乗会等実施業務

③協会主催研修事業における「えとぴりか」傭船及び運航委託業務

⇒ 四島交流事業等使用船舶「えとぴりか」については、「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ）に従い、当協会が四島交流事業実施に伴う傭船及び運航の委託に関し、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、株式会社マリン・アドベンチャー（船舶所有者）と長期で「協定書」を締結している。協定書においては、「株式会社マリン・アドベンチャーが本船の調達業務を終了した後、基本協定期間内毎年度における本事業の実施に際し本船が供用できるよう必要な項目を定め、北方四島交流事業等実施団体の連名をもって傭船及び運航委託契約を締結する」となっているため、①の傭船及び運航委託業務に関する契約を、また②及び③は「えとぴりか」を使用する事業であるため、「協会会計規程第 40 条第 4 項（1）契約の性質上又は目的が競争を許さないとき」に基づき、随意契約を締結した。

④平成 24 年度青少年等啓発列車事業に係る運行業務

⇒ 本契約は、特別運行列車を貸切り、札幌駅から根室駅まで運行するものであって、同区間において、列車を運行できる者は、唯一北海道旅客鉄道株式会社であることから、契約の相手方は同社以外には無く、競争の余地が無いため、「協会会計規程第 40 条第 4 項（1）契約の性質上又は目的が競争を許さないとき」の規程に基づき、随意契約を締結した。

⑤四島交流事業等使用船舶「えとぴりか」の保証ドック工事に係る監理等委託業務

⇒ 四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」について、平成 24 年度事業終了後、点検修理等のため入渠予定である。本契約は、その際に次年度以降の事業をよりスムーズに実施するため、船舶及びその運用方法について改善事項等の検討及びそれに対する対処を監理するものであるが、本業務を遂行するに当たっては、本船構造及び承認図書の承認等に関して経緯経過を熟知している必要がある。これら条件を満たすものは、建造時に進行監理等業務を請け負った財団法人日本造船技術センター以外にないため、「協会会計規程第 40 条第 4 項（1）契約の性質上又は目的が競争を許さないとき」の規程

に基づき、随意契約を締結した。

⑥平成 23 事業年度財務諸表に関する官報公告業務

⇒ 政府刊行物である官報は、公告料等掲載料金を独立行政法人国立印刷局が全国一律単価（独立行政法人の公告については「1 行 918 円（消費税込み）」）として定めており、価格による競争性がないことから、「協会会計規程第 40 条第 4 項（1）契約の性質上又は目的が競争を許さないとき」の規程に基づき、また、「公共調達適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）」においても、官報公告は「①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として区分されていることから、「全国官報販売協同組合」と随意契約を締結した。

3. 平成 24 年度における競争性のない随意契約のうち、会計法等の規定により随意契約によることができるとされている場合に相当する契約

件数： 1 件（16.7%）  
金額： 0.03 億円（2.98%）

（注）会計法等の規定により随意契約によることができる場合に相当する契約として、以下の契約を記載している。

- ・ 会計法第 29 条の 3 第 4 項に相当する契約。ただし、「契約の性質又は目的が競争を許さないもの」については、「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日 財計 2017 号）における「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に相当するものに限る。
- ・ 会計法第 29 条の 3 第 5 項に相当する契約であって、予算決算及び会計令第 99 条各号（第 2 号から第 7 号を除く）及び第 99 条の 3 に相当する契約。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条に相当する契約。

#### 4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 24 年度	比較増△減
2 者以上	件数	3 (33.3 %)	14 (82.4 %)	11 (366.7 %)
	金額	0.38 (47.4 %)	2.41 (89.3 %)	2.03 (534.2 %)
1 者以下	件数	6 (66.7 %)	3 (17.6 %)	△ 3 (△ 50.0 %)
	金額	0.42 (52.6 %)	0.29 (10.7 %)	△ 0.13 (△ 31.0 %)
合 計	件数	9 (100 %)	17 (100 %)	8 (88.9 %)
	金額	0.80 (100 %)	2.70 (100 %)	1.9 (237.5 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 24 年度の対 20 年度伸率である。

#### 5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL : <http://www.hoppou.go.jp/hoppou/wp-content/uploads/pdf/1syahsatsukaizen.pdf>)

## 6. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成 24 年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長)により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等）